加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものを調達する場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達したならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき。

五　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）を調達する場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事を調達する場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達することが既契約工事の調達の相手方から調達する場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第４条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第５条の公告又は第７条の公示においてこの号の規定により同種工事を調達する場合があることが明らかにされている場合に限る。

六　緊急の必要により競争に付すことができない場合。

七　事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買い入れるとき。

八　国の特例政令第13条第１項の規定により、各省各庁の長が財務大臣に協議し、随意契約の方法によることができることとされた特定調達契約と同様の契約と認められるとき。

九　契約細則第27条の２及び第28条の２に該当するとき

（落札者の決定に関する通知等）

第12条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して７日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

２　契約責任者は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

一　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

二　契約責任者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

三　落札者又は随意契約の相手方を決定した日

四　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

五　落札金額又は随意契約に係る契約金額

六　契約の相手方を決定した手続

七　一般競争又は指名競争によることとした場合には、第５条又は第７条の規定による公告又は公示を行った日

八　随意契約による場合にはその理由

九　その他必要な事項

（一般競争又は指名競争に関する記録）

第13条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。

一　入札者及び開札に立ち会った者の氏名

二　入札者の申込みに係る価格

三　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由

四　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由

五　第８条第４項の規定により通知した場合には、当該通知に関する事項

六　その他必要な事項

（随意契約に関する記録）

第14条　契約責任者は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。

（苦情の処理）

第15条　財務担当取締役、支社長又は東京事務所長は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる社員を指定するものとする。

（特定調達契約に関する統計）

第16条　財務担当取締役は、国土交通省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、国土交通省に送付するものとする。

（実施手続）

第17条　この細則に定めるもののほか、特定調達契約に関する事務について必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この細則は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

２　この細則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく公表

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和２年条約第16号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

令和３年１月20日

本州四国連絡高速道路株式会社

◎調達機関番号　422　◎所在地番号　28

１　改正された規則の名称等

特定調達契約事務細則

２　この公表に関する問合せ先

本州四国連絡高速道路株式会社　経理部会計契約課　ＴＥＬ078―291―1035

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく公表

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和２年条約第16号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

令和３年１月20日

日本私立学校振興・共済事業団

◎調達機関番号　404　◎所在地番号　13

１　改正された規程の名称等

日本私立学校振興・共済事業団会計規程の特例を定める規程

（https://www.shigaku.go.jp/g_kiteitou. htm参照）

２　この公表に関する問合わせ先

日本私立学校振興・共済事業団財務部契約課　ＴＥＬ03―3813―5321

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく公表

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和２年条約第16号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

令和３年１月20日

日本年金機構

◎調達機関番号　428　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等

日本年金機構政府調達契約事務取扱細則（https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/index.html　参照）

２　この公表に関する問い合わせ先

日本年金機構本部　調達管理部調達管理グループ　電話03―5344―1100

第明治三十五種郵便物認可　令和三年三月三十一日

発行所　〒100-8222　東京都千代田区霞が関一丁目四番二号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294

定価　一カ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　一部二六六円（本体二四七円）　（配送料別）